

令和 6 年 度

第 3 回

日向市国民健康保険運営協議会

◎日時：令和7年2月14日（金）
午後3時30分～

◎会場：日向市役所4階委員会室

会 次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 部長あいさつ
- 4 会議録署名委員の選出
- 5 審議
 - （1）令和7年度日向市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）
について
 - （2）日向市国民健康保険税条例の一部改正（案）について
- 6 子ども・子育て支援金制度について
- 7 その他
- 8 閉会

《目次》

○審議事項

(1) 令和7年度日向市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)について

日向市国民健康保険の現状

国保被保険者数・世帯数と医療費(費用額)の状況	1
宮崎県内26市町村国民健康保険一人当たり医療費	2
当初予算(案)構成	3
【歳入】	4
【歳出】	5
国民健康保険基金積立金の状況	6

(2) 日向市国民健康保険税条例の一部改正(案)について

○子ども・子育て支援金制度について

○その他

(1) 被用者保険の適用拡大

(2) 高額療養費自己負担限度額の引き上げ

関係法令	11
日向市国民健康保険運営協議会委員名簿	15
日向市国民健康保険関係職員名簿	16

国保被保険者数・世帯数と医療費（費用額）の状況

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度(決算見込)		令和7年度(当初見込)	
		数値	伸率(%)	数値	伸率(%)	数値	伸率(%)	数値	伸率(%)	数値	伸率(%)
人口		60,117	△ 1.15	59,490	△ 1.04	58,864	△ 1.05	58,055	△ 1.37	57,424	△ 1.09
	一 般	13,386	△ 1.73	12,793	△ 4.43	12,075	△ 5.61	11,397	△ 5.62	10,919	△ 4.20
	退 職	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
	計	13,386	△ 1.73	12,793	△ 4.43	12,075	△ 5.61	11,397	△ 5.62	10,919	△ 4.20
介護保険第2号被保険者数 うち一般被保数		3,991	△ 3.95	3,798	△ 4.84	3,613	△ 4.87	3,485	△ 3.55	3,323	△ 4.64
国保世帯数		8,915	△ 0.59	8,657	△ 2.89	8,306	△ 4.05	7,960	△ 4.17	7,737	△ 2.79
		5,761,143,171	2.27	5,591,778,209	△ 2.94	5,571,687,155	△ 0.36	5,347,270,375	△ 4.03	5,216,708,689	△ 2.44
医療費(費用額) (円)		△ 114,560	90.87	0	皆減	0	—	0	—	0	—
計		5,761,028,611	2.27	5,591,778,209	△ 2.94	5,571,687,155	△ 0.36	5,347,270,375	△ 4.03	5,216,708,689	△ 2.44
一人当たり 医療費(費用額) (円)		430,386	4.07	437,097	1.56	461,423	5.57	469,186	1.68	477,784	1.83
退 職		△ 9	皆減	0	—	0	—	0	—	0	—
計		430,377	4.06	437,097	1.56	461,423	5.57	469,186	1.68	477,784	1.83

※ 国保被保険者数、介護保険第2号被保険者数、国保世帯数は国保事業年報A表(3月－2月ベース)からの数値
医療費(費用額)は国保事業年報C表(第三者行為等の徴収金を差し引いたもの)からの数値

令和3年度の退職者医療費は遡及精算分

令和7年度(当初見込)は、過去5力年の増減率を基にした見込みの数値。ただし、医療費については新型コロナウイルスの影響があった令和2年度及び令和3年度を除いた過去3力年を基に見込んだもの。

●国保 1人当たりの医療費（令和6年3月～令和6年8月診療分）

宮崎県国民健康保険団体連合会発行『国保連みやざきVol.10』より抜粋

市町村	1人当たり医療費（円）				前年度比（％）
	令和5年3月～令和5年8月		令和6年3月～令和6年8月		
		順位		順位	
宮崎市	215,106	21	212,020	21	98.6
都城市	229,847	14	234,831	13	102.2
延岡市	221,142	16	229,472	14	103.8
日南市	263,017	5	270,031	3	102.7
小林市	234,060	11	248,057	7	106.0
日向市	230,296	12	236,868	12	102.9
串間市	235,093	10	238,451	10	101.4
西都市	216,267	20	223,426	17	103.3
えびの市	247,787	6	243,638	9	98.3
三股町	220,036	18	225,393	16	102.4
高原町	246,581	7	248,548	6	100.8
国富町	217,539	19	220,822	18	101.5
綾町	181,111	26	179,587	26	99.2
高鍋町	211,224	23	226,412	15	107.2
新富町	220,348	17	215,282	20	97.7
西米良村	296,152	1	256,167	5	86.5
木城町	229,960	13	186,796	25	81.2
川南町	211,353	22	208,507	23	98.7
都農町	193,098	25	209,494	22	108.5
門川町	225,718	15	220,672	19	97.8
諸塚村	237,729	9	309,367	1	130.1
椎葉村	208,500	24	237,734	11	114.0
高千穂町	265,249	4	261,694	4	98.7
日之影町	288,539	2	280,591	2	97.2
五ヶ瀬町	238,577	8	205,802	24	86.3
美郷町	277,748	3	246,252	8	88.7
市町村平均	224,431		226,468		100.9

お問い合わせ先 情報・介護課 情報管理係

TEL 0985-25-5289 / FAX 0985-25-6348

E-mail:jyouhou@kokuhoren-miyazaki.or.jp

情報ひろば

令和7年度当初予算（案）構成

(1)医療給付費分 国保加入者の医療費をまかなう保険料 (2)後期高齢者支援金分 後期高齢者医療を支えるため現役世代が負担する支援金に係る保険料 (3)介護納付金分 介護保険制度を支えるため第2号被保険者(40歳から64歳)が負担する介護納付金に係る保険料	歳入	歳出	
		①保険税 16.46%	
		②県支出金 74.54%	
		③一般会計繰入8.72%	
保険給付費等交付金 (1)普通交付金 保険給付費(審査支払手数料、出産育児諸費、葬祭費、傷病手当金を除く)の支払いに要する経費全額を県が交付 (2)特別交付金 ○保険者努力支援分 市町村の保健事業の取組状況に応じて交付される交付金 ○特別調整交付金分 市町村の特別事情に対する交付金 ○都道府県繰入金 医療費通知等に要する経費に対する交付金 ○特定健康診査等負担金 特定健康診査・特定保健指導の経費に対する交付金		④その他0.28%	
保険料の軽減や事務費など、法令に基づく一般会計からの繰入金(法定繰入)		④その他0.28%	
保険税延滞金、第三者求償納付金等		④その他0.28%	
		③国民健康保険事業費納付金 24.09%	
		①保険給付費 72.34%	
(1)療養諸費 被保険者が医療機関を受診した際に係る医療費のうち被保険者の自己負担額を除いた費用 ○療養給付費 ○療養費 ○審査支払手数料 診療報酬の審査・支払いを委託している宮崎県国民健康保険団体連合会への手数料 (2)高額療養費 (3)移送費 (4)出産育児一時金 被保険者が出産した際に支給する一時金(分娩一人につき50万円) (5)葬祭費 被保険者が死亡した際に支払う給付金(一人につき2万円) (6)傷病手当金 新型コロナウイルス感染症に罹患したため就労できなかった期間の給付金		宮崎県内の医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の総額を調整し、公費等を除いて市町村に課す納付金 (1)医療給付費分 保険給付費(療養給付費、療養費、高額療養費等の給付)に係る負担金 (2)後期高齢者支援金分 75歳以上の後期高齢者の医療費をまかなうために現役世代が負担する後期高齢者支援金に係る負担金 (3)介護納付金分 介護保険を支えるために40歳以上64歳以下の世代が負担する納付金に係る市町村の負担金	
		特定健康診査、特定保健指導など、疾病の重症化予防や健康増進に係る費用	
		保険税還付金等	

■ 令和7年度 国民健康保険事業特別会計 当初予算（案）（対前年当初）の説明

【 歳 入 】				(単位：千円・％)					説 明		
科 目				令和6年度（当初）		令和7年度（当初）					
				当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率		
国民健康保険税	一 般 分	医 療 給 付 費 現 年 分		746,242	10.79	767,037	11.44	20,795	2.79	国民健康保険税は国保制度を支える財源で「医療保険分」「後期高齢者支援金分」「介護保険分」からなり、それぞれに、所得に応じて負担する「 <u>所得割</u> 」、資産に応じて負担する「 <u>資産割</u> 」、被保険者ごとに負担する「 <u>均等割</u> 」、世帯ごとに負担する「 <u>平等割</u> 」で積算される。日向市においては、上記4方式で賦課を行っている。 「医療保険分」・・・国民健康保険事業の財源 「後期高齢者支援金分」・・・後期高齢者医療制度を支える財源 「介護保険分」・・・介護保険制度の財源 ※平成20年4月に廃止された退職者医療制度の移行期間として令和元年度までは該当者がいたため、それを「退職分」として区別していたが、令和2年度からは「一般分」のみとなった。	
		後 期 高 齢 者 支 援 金 現 年 分		234,642	3.39	222,416	3.32	△ 12,226	△ 5.21		
		介 護 納 付 金 現 年 分		71,627	1.04	72,107	1.08	480	0.67		
		医 療 給 付 費 滞 納 繰 越 分		30,437	0.44	27,073	0.40	△ 3,364	△ 11.05		
		後 期 高 齢 者 支 援 金 滞 納 繰 越 分		9,166	0.13	9,508	0.14	342	3.73		
		介 護 納 付 金 滞 納 繰 越 分		5,330	0.08	5,029	0.08	△ 301	△ 5.65		
		小 計		1,097,444	16	1,103,170	16.46	5,726	0.52		
	退 職 分	医 療 給 付 費 滞 納 繰 越 分		1	0.00	18	0.00	17	1,700.00		
		後 期 高 齢 者 支 援 金 滞 納 繰 越 分		1	0.00	6	0.00	5	500.00		
		介 護 納 付 金 滞 納 繰 越 分		1	0.00	7	0.00	6	600.00		
		小 計		3	0	31	0.00	28	933.33		
	計				1,097,447	16	1,103,201	16.46	5,754		0.52
一 部 負 担 金				4	0.00	3	0.00	△ 1	△ 25.00	負担金や分担金が生じた場合の費目	
分 担 金 及 び 負 担 金				2	0.00	2	0.00	0	0.00		
使 用 料 及 び 手 数 料				1,037	0.01	913	0.01	△ 124	△ 11.96	健康管理センターの使用料や国保税の督促手数料など	
国庫支出金		災 害 臨 時 特 例 補 助 金		1	0.00	1	0.00	0	0.00	「災害臨時特例補助金」・・・東日本大震災に伴う原子力発電所事故に関して避難指示区域等から避難している被保険者の一部負担金免除に係るもの 「社会保障-税番号制度システム整備費等補助金」・・・マイナ保険証利用促進周知啓発に係る事務経費	
		社会保険-税番号制度システム整備費等補助金		0		1	0.00	1	皆増		
		計		1	0	2	0.00	1	100.00		
都道府県支出金	都 道 府 県 補 助 金	普 通 交 付 金		5,024,971	72.57	4,821,383	71.93	△ 203,588	△ 4.05	「普通交付金」・・・審査支払手数料、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金を除く保険給付費について、全額県より交付される 「特別交付金」 （保険者努力支援分）・・・保険者が国保運営および保健事業等にどれだけの努力をしているか判断基準をもとに国が採点し、その得点により交付額が決定する ①市町村取組評価分、②事業費連動分 （特別調整交付金）・・・保険者ごとの特別な事情により交付される ①結核精神等保健事業、②総合保健施設保健事業、③直営診療施設、④その他特別事情、 ⑤傷病手当金 （県繰入金）・・・・・・国の補助枠以外の事業費等が、県の予算に応じて交付される ①保険税収納率及び適正賦課、②広報・啓発、③医療費適正化対策事業、④保健事業（必須）・健康づくり、⑤特定健診及び特定保健指導 （特定健診等負担金）・・・保険者が行う特定健診等に対して交付される	
		特 別 交 付 金	保 険 者 努 力 支 援 分	32,249	0.52	30,896	0.46	△ 1,353	△ 4.20		
			特 別 調 整 交 付 金 分	99,610	1.56	109,786	1.64	10,176	10.22		
			都 道 府 県 繰 入 金	21,227	0.30	21,153	0.32	△ 74	△ 0.35		
			特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	12,208	0.18	13,436	0.20	1,228	10.06		
		小 計		165,294	3	175,271	2.61	9,977	6.04		
		そ の 他 補 助 金		1	0.00	1	0.00	0	0.00		
	財 政 安 定 化 基 金 交 付 金		1	0.00	1	0.00	0	0.00			
計				5,190,267	75	4,996,656	74.54	△ 193,611	△ 3.73		
連 合 会 負 担 金				1	0.00	1	0.00	0	0.00	国保連合会の負担金が生じた場合の費目	
財 産 収 入				155	0.00	606	0.01	451	290.97	国民健康保険基金積立利子	
寄 付 金				1	0.00	1	0.00	0	0.00	寄附金があった場合の費目	
繰入金	一 般 会 計 繰 入 金	保 険 基 盤 安 定	保 険 税 軽 減 分	259,126	3.65	243,956	3.64	△ 15,170	△ 5.85	「保険基盤安定繰入金」 （保険者軽減分）・・・低所得者に係る令和7年度の基礎賦課分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の保険税軽減相当額を県と市が負担（負担割合：県3／4、市1／4） （保険者支援分）・・・令和7年度の基礎賦課分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の保険税軽減世帯の被保険者数に応じた保険税の一定割合相当額を国・県・市が負担（負担割合：国1／2、県1／4、市1／4） 「職員給与費等繰入金(総務費)」・・・国保事業に係る職員及び会計年度任用職員人件費等を繰入 「出産育児一時金等繰入金」・・・出産育児一時金の額の2／3を繰入 「財政安定化支援事業繰入金」・・・市に交付税措置されている国保事業分を繰入 「未就学児均等割繰入金」・・・国民健康保険に加入する未就学児の均等割額の2分の1を軽減。所得の少ない世帯における軽減（7割・5割・2割）が適用されている場合は、その割合を軽減した上で、さらに均等割額の2分の1を軽減。（負担割合：国1／2、県1／4、市1／4） 「産前産後保険料分」・・・被保険者の出産に伴う産前産後期間（出産予定月(出産月)の前月から翌々月まで）の保険税を免除（負担割合：国1／2、県1／4、市1／4）	
			保 険 者 支 援 分	135,125	1.95	128,852	1.92	△ 6,273	△ 4.64		
			小 計	394,251	6	372,808	5.56	△ 21,443	△ 5.44		
		職 員 給 与 費 等 (総 務 費)		96,909	1.42	100,606	1.50	3,697	3.81		
		出 産 育 児 一 時 金 等		10,000	0.18	8,667	0.13	△ 1,333	△ 13.33		
		財 政 安 定 化 支 援 事 業		100,732	1.37	99,978	1.49	△ 754	△ 0.75		
		未 就 学 児 均 等 割 繰 入 金		2,269	0.04	2,207	0.03	△ 62	△ 2.73		
		産 前 産 後 保 険 料 繰 入 金		672	0.00	263	0.00	△ 409	△ 60.86		
		そ の 他		0	0.00	0	0.00	0	－		
		小 計		604,833	9	584,529	8.72	△ 20,304	△ 3.36		
	基 金 繰 入 金				1	0.00	1	0.00	0	0.00	国民健康保険基金からの繰入
	直 営 診 療 施 設 勘 定 繰 入 金				0	0.00	0	0.00	0	－	東郷診療所からの繰入
計				604,834	9	584,530	8.72	△ 20,304	△ 3.36		
繰 越 金				1	0.00	1	0.00	0	0.00	前年度繰越金	
諸 収 入				24,249	0.35	17,083	0.25	△ 7,166	△ 29.55	第三者行為にかかる保険給付費分、国保特会で実施する事業の被保険者以外の費用分等	
市 町 村 債				1	0.00	1	0.00	0	0.00	借入にかかる費目	

■ 令和 7 年度 国民健康保険事業特別会計 当初予算（案）（対前年当初）の説明

【 歳 出 】

（単位：千円・％）

科 目				令和 6 年度（当初）		令和 7 年度（当初）				説 明		
				当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率			
総務費	総 務 管 理 費			101,263	1.52	107,294	1.60	6,031	5.96	職員人件費や事務費、システム経費等		
	徴 税 費			37,891	0.48	39,130	0.58	1,239	3.27	保険税を徴収するための会計年度任用職員報酬、納付書作成や発送等の経費		
	運 営 協 議 会 費			355	0.01	393	0.01	38	10.70	日向市国民健康保険運営協議会の委員報酬等		
	計			139,509	2.00	146,817	2.19	7,308	5.24			
保険給付費	療養諸費	療 養 給 付 費	一 般 分	4,275,386	61.32	4,099,922	61.17	△ 175,464	△ 4.10	被保険者の疾病及び負傷等に関して、実際の療養を給付する現物給付。 最も基本的な保険給付で、保険者から発行された資格確認書等を提示することで、広く医療を受けることができる。		
			退 職 分	1	0.00	0	0.00	△ 1	皆減			
			小 計	4,275,387	61.32	4,099,922	61.17	△ 175,465	△ 4.10			
		療 養 費	一 般 分	32,228	0.59	36,938	0.55	4,710	14.61	緊急時など、やむなく資格確認書等を持たずに医療機関にかかり全額負担した場合や補装具の費用など、後日申請をして認められたものを現金で給付		
			退 職 分	1	0.00	0	0.00	△ 1	皆減			
			小 計	32,229	0.59	36,938	0.55	4,709	14.61			
		計			4,307,616	61.91	4,136,860	61.72	△ 170,756	△ 3.96		
		審 査 支 払 手 数 料			12,247	0.17	11,469	0.17	△ 778	△ 6.35	診療報酬明細書の電算処理、審査支払業務について国保連合会に委託	
	高 額 療 養 費		一 般 分	716,753	10.66	683,923	10.20	△ 32,830	△ 4.58	1 ヶ月間に支払った医療費の自己負担額が一定額を超えた分を高額療養費として支給		
			退 職 分	1	0.00	0	0.00	△ 1	皆減			
			一般介護合算分	500	0.01	500	0.01	0	0.00			
			退職介護合算分	1	0.00	0	0.00	△ 1	皆減			
			小 計	717,255	10.66	684,423	10.21	△ 32,832	△ 4.58			
	移送費		一 般 分	99	0.00	100	0.00	1	1.01	負傷・疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により一時的・緊急的な必要性があって移送された場合に支給		
			退 職 分	1	0.00	0	0.00	△ 1	皆減			
			小 計	100	0.00	100	0.00	0	0.00			
	出 産 育 児 諸 費			15,000	0.26	13,000	0.19	△ 2,000	△ 13.33	被保険者の出産に対して出産育児一時金を支給する。分娩一人につき 5 0 万円		
	葬 祭 諸 費			2,580	0.04	2,900	0.04	320	12.40	被保険者の死亡に対して葬祭費を支給する。喪主に対して 2 万円		
	傷 病 手 当 金			50	0.01	20	0.00	△ 30	△ 60.00	新型コロナウイルス感染症に罹患したため就労出来なかった期間の給付金（令和5年5月7日までに発症した方までが対象。請求時効2年）		
	計			5,054,848	73.05	4,848,772	72.34	△ 206,076	△ 4.08			
国納 民健康 保付 険事業 費金	医 療 給 付 費 分		一 般 分	1,157,799	16.72	1,166,764	17.41	8,965	0.77	平成 3 0 年度から国保事業の運営主体が県になり、市町村は県に納付金を納めて、保険給付に要する費用（審査支払手数料、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金は除く）は全額県より交付される。 大元の財布が大きくなったことで、安定した運営ができるようになった。 県は、市町村の保険給付等に要する費用を国県の財源等を含めて積算し、納付金として請求する。		
			退 職 分	54	0.00	0	0.00	△ 54	皆減			
			小 計	1,157,853	16.73	1,166,764	17.41	8,911	0.77			
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分		一 般 分	364,067	5.22	338,324	5.05	△ 25,743	△ 7.07			
			退 職 分	1	0.00	0	0.00	△ 1	皆減			
			小 計	364,068	5.22	338,324	5.05	△ 25,744	△ 7.07			
	介 護 納 付 金 分			111,136	1.74	109,686	1.64	△ 1,450	△ 1.30			
	計			1,633,057	23.68	1,614,774	24.09	△ 18,283	△ 1.12			
共 同 事 業 拠 出 金			1	0.00	0	0.00	△ 1	皆減	国保連合会で共同事業を行った際の事務費			
財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金			1	0.00	1	0.00	0	0.00	災害等のやむを得ない事情により財政安定化基金の交付を受けた際に翌々年度に拠出金を支払う			
保健事業費	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費			38,311	0.50	42,403	0.63	4,092	10.68	メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施し、保健指導を行う		
	保 事 業 費		保 健 衛 生 普 及 費	4,405	0.06	4,364	0.07	△ 41	△ 0.93	国保連合会に委託して医療費通知を作成し、被保険者へ送付する		
			健 康 推 進 事 業 費	4,039	0.06	4,584	0.07	545	13.49	特定健診の未受診者対策や生活習慣病の 1 次予防等に要する費用		
			保 健 対 策 費	5,303	0.08	5,013	0.07	△ 290	△ 5.47	はり・きゅう・マッサージ施術料補助事業に要する費用		
			高 額 療 養 費 貸 付 金	1	0.00	1	0.00	0	0.00	被保険者の療養のための費用に係る資金を貸し付けるもの		
			医 療 費 適 正 化 対 策 費	19,904	0.22	21,007	0.31	1,103	5.54	レセプト点検の充実や重複・頻回受診被保険者等の訪問保健指導等に要する費用		
			小 計	33,652	0.41	34,969	0.52	1,317	3.91			
	特 別 総 合 保 健 事 業 費			10,697	0.15	9,419	0.14	△ 1,278	△ 11.95	訪問看護等の事業を行っている「保健福祉総合センターやすらぎ館」の施設にかかる費用		
	計			82,660	1.07	86,791	1.29	4,131	5.00			
積 立 金			152	0.00	603	0.01	451	296.71	国民健康保険基金の運用から生じた利子を基金に積み立てる			
公 債 費			2	0.00	2	0.00	0	0.00	一時借入金利子および財政安定化基金から貸付を受けた際の次年度以降の償還分			
諸 支 出 金			6,507	0.14	4,456	0.07	△ 2,051	△ 31.52	過年度分の保険税過誤納金還付金等			
予 備 費			1,263	0.05	784	0.01	△ 479	△ 37.93	予備的予算			
歳 出 合 計				6,918,000	100.00	6,703,000	100.00	△ 215,000	△ 3.11			

国民健康保険基金積立金の状況

(単位:円)

年度	積立金		取り崩し額	年度末残高
	剰余金によるもの	予算によるもの		
H6	61,000,000	25,889,000	190,000,000	597,430,000
7	63,000,000	13,637,000	150,000,000	524,067,000
8	32,000,000	7,125,000	230,000,000	333,192,000
9	33,000,000	2,560,000	70,000,000	298,752,000
10	40,000,000	1,978,000	53,000,000	287,730,000
11	45,000,000	1,795,000	150,000,000	184,525,000
12	46,000,000	710,000	100,000,000	131,235,000
13	49,000,000	540,000	100,000,000	80,775,000
14	33,000,000	300,254,000	110,000,000	304,029,000
15	32,000,000	118,000	110,000,000	226,147,000
16	35,000,000	129,000	30,000,000	231,276,000
17	20,000,000	48,099,000		299,375,000
18	100,000,000	85,000	60,000,000	339,460,000
19	33,000,000	391,000		372,851,000
20	101,000,000	1,536,000	100,000,000	375,387,000
21	17,000,000	1,687,000	85,000,000	309,074,000
22	31,000,000	1,250,000	15,000,000	326,324,000
23	51,300,000	110,000	130,000,000	247,734,000
24	62,900,000	232,000	30,000,000	280,866,000
25	74,100,000	135,000	100,000,000	255,101,000
26	92,900,000	164,000	100,000,000	248,165,000
27	144,000,000	200,000	270,000,000	122,365,000
28	16,200,000	233,000	0	138,798,000
29	105,000,000	63,000	0	243,861,000
30	85,200,000	108,000	0	329,169,000
R元	82,200,000	57,000	0	411,426,000
2	10,000,000	127,000	201,000,000	220,553,000
3	24,000,000	125,000	0	244,678,000
4	76,000,000	79,000	0	320,757,000
5	77,000,000	121,000	100,000,000	297,878,000
6	69,000,000	301,000	見込 0	見込 367,179,000

【参考】

令和5年度決算剰余金額	136,264,012	
令和6年度への繰越額	67,264,012	
基金積立額	69,000,000	
前年度末(令和5年度末)基金保有額	297,878,000	
令和5年度決算後の基金保有額	366,878,000	(剰余金積立後)
令和6年度末の基金保有額	見込 367,179,000	(利子積立、取崩し後)

日向市国民健康保険税条例の一部改正（案）について【3月31日専決】

■賦課限度額の引上げ及び減額の対象となる所得基準の引上げ

【改正及び専決処分する理由】

令和7年度の税制改正について、令和6年12月27日付で「令和7年度税制改正の大綱」が閣議決定された。この中で、国民健康保険税については、賦課限度額の引上げや中間所得者の負担軽減措置を改正するとされている。今後、年度内に「地方税法施行令の一部を改正する政令」が公布される予定である。

令和7年4月1日から施行される予定であるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により国民健康保険税条例の一部改正を行うもの。

【主な改正内容】

(1) 第2条第2項、第17条第1項

国民健康保険税の基礎課税額の賦課限度額の引上げ

賦課限度額を「65万円」から「66万円」に引き上げる。

(2) 第2条第3項、第17条第1項

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額の引上げ

賦課限度額を「24万円」から「26万円」に引き上げる。

(3) 第17条第1項第2号及び第3号

国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の見直し

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を「29.5万円」から「30.5万円」に引き上げる。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を「54.5万円」から「56万円」に引き上げる。

【施行日等】

令和7年4月1日から施行する。

改正後の日向市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

子ども・子育て支援金制度について（こども家庭庁 HP より抜粋）

○概要

少子化・人口減少は、我が国が直面する最大の危機であり、若年人口が急激に減少する 2030 年代に入るまでが少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスです。こうした危機的な状況に鑑み、「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、総額 3.6 兆円規模に及ぶ「こども・子育て支援加速化プラン」（加速化プラン）をとりまとめました。その後、子ども・子育て支援金制度（以下「支援金制度」という。）の創設を内容に含む法律が、令和 6 年 6 月 12 日に成立しました。

社会全体でこども・子育て世帯を応援していくため、「こども未来戦略」に基づき、児童手当の拡充をはじめとした抜本的な給付拡充の財源の一部に、「子ども・子育て支援金」（以下「支援金」という。）が充てられます。

支援金制度は、少子化対策のための特定財源であり、3.6 兆円のうちの 1 兆円程度を確保します。支援金は、医療・介護の徹底した歳出改革と賃上げによる実質的な社会保険負担軽減効果の範囲内で導入することとしており、令和 8 年度から令和 10 年度にかけて段階的に構築することとしています。ご高齢の方や事業主の皆様を含む全世代・全経済主体から、医療保険料とあわせて所得に応じて拠出いただきます。

また、皆様から拠出いただいた支援金は以下の事業に充てられます。

※ 支援金制度が令和 8 年度から令和 10 年度にかけて段階的に構築されるまでの間、これらの事業の実施に必要な費用については、「子ども・子育て支援特例公債」（令和 6 年度から令和 10 年度までに必要に応じ、つなぎとして発行する公債）を発行することで賄います。

- 児童手当の抜本的な拡充

所得制限を撤廃、高校生年代まで延長、第3子以降は3万円に増額（令和6年10月から）

- 妊婦のための支援給付（出産・子育て応援交付金）

妊娠・出産時に10万円の経済支援（令和7年4月から制度化）

- 乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）

月一定時間までの枠内で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みの創設（令和8年4月から給付化）

- 出生後休業支援給付（育休給付率の手取り10割相当の実現）

子の出生後の一定期間に男女で育休を取得した場合に、育児休業給付とあわせて最大28日間手取り10割相当となるよう給付の創設（令和7年4月から）

- 育児時短就業給付（育児期の時短勤務の支援）

2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給（令和7年4月から）

- 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置

自営業やフリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料を免除（令和8年10月から）

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

加入者一人当たり支援金額		
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額 令和10年度見込み額（①）
全制度平均	250円	350円 450円
被用者保険	〔（参考）被保険者一人当たり 300円 450円〕	〔（参考）被保険者一人当たり 400円 800円〕
協会けんぽ	〔（参考）被保険者一人当たり 250円 400円〕	〔（参考）被保険者一人当たり 350円 700円〕
健保組合	〔（参考）被保険者一人当たり 300円 500円〕	〔（参考）被保険者一人当たり 400円 850円〕
共済組合	〔（参考）被保険者一人当たり 350円 550円〕	〔（参考）被保険者一人当たり 450円 950円〕
国民健康保険 （市町村国保）	〔（参考）一世帯当たり 250円 350円〕	〔（参考）一世帯当たり 400円 600円〕
後期高齢者 医療制度	200円	250円 350円

（参考）加入者一人当たり 医療保険料額 （令和3年度実績） （②）	9,500円
〔（参考）被保険者一人当たり 10,800円 17,900円〕	4.7%
〔（参考）被保険者一人当たり 10,200円 16,300円〕	4.5%
〔（参考）被保険者一人当たり 11,300円 19,300円〕	4.3%
〔（参考）被保険者一人当たり 11,800円 21,600円〕	4.6%
〔（参考）一世帯当たり 7,400円 11,300円〕	4.9%
〔（参考）一世帯当たり 6,300円〕	5.3%
〔（参考）一世帯当たり 6,300円〕	5.3%

（参考）
①／②

- （注1）本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援率を示すこととする。
- （注2）被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）を計算すると（*）、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円（総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通）。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日こども家庭庁「被用者の年収別の支援金額（機械的な計算）について」を参照。
- * 令和10年度に被用者保険において拠出したく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。
- （注3）国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。
- （注4）国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦1人の3人世帯（夫の給与収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（応益分7割軽減）、同160万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合250円（同2割軽減）、同300万円の場合400円（同2割軽減）。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上に上つては上位約1割と対象が限定されるため（*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるとあるものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、こども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）についての均等割額は全額軽減。
- * 年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいない。
- （注5）後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯（年金収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（均等割7割軽減）、同160万円の場合100円（同7割軽減）、同180万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合350円（同2割軽減）。年金収入のみの者では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同300万円の場合750円。
- * 年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいない。
- （注6）介護分の保険料額は、第1号被保険者（65歳～）の1人当たり月額（基準額の全国加重平均）で6,014円（令和5年度）、第2号被保険者（40～64歳）の1人当たり月額（事業主負担分、公費分を含む）で6,276円（令和6年度見込額）

関係法令

◇国民健康保険法（抜粋）

第 11 条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

◇国民健康保険法施行令（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第 3 条 第 1 ～ 2 項 略

3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第 4 条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 5 条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

◇国民健康保険法施行事務の取扱いについて（抜粋）

昭和 34 年 1 月 27 日付厚生省保険局長通知

第 4 市町村の運営に関する事項

（国民健康保険運営協議会）

3 法第 11 条に規定する国民健康保険事業に関する重要事項とは、一部負担金の負担割合、保険料の賦課方法、給付期間、保険給付の種類及び内容の変更並びに保健施設の実施大綱の策定等のことであり、直営診療施設の設置は当然同条の重要事項に該当するものであること。

なお、国民健康保険運営協議会の組織については、被保険者を代表する委員、国民健康保険医又は薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織することとし、現実に委員を何名とするかは、各市町村の実情により決定すべきものであること（法第 11 条、令第 3 条・第 5 条）

◇日向市国民健康保険条例（抜粋）

昭和34年6月4日条例第8号

第1章 市が行う国民健康保険

（市が行う国民健康保険）

第1条 市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 国民健康保険運営協議会

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次のとおりとする。

- （1） 被保険者を代表する委員 4人
 - （2） 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
 - （3） 公益を代表する委員 4人
- （規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

◇日向市国民健康保険運営協議会規則（抜粋）

昭和34年7月30日規則第9号

（趣旨）

第1条 日向市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関しては法令又は日向市国民健康保険条例（昭和34年条例第8号）に定めるもののほかこの規則の定めるところによる。

（権限）

第2条 協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について市長の諮問に応ずるとともに必要があるときは市長に意見を述べることができる。

2 協議会は、被保険者その他の利害関係者から国民健康保険に関する意見の申立があつたときは、これに意見を付して市長に提出することができる。

（委員の任命）

第3条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

（招集）

第4条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

（定足数）

第5条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（報告）

第6条 会長は、協議会の会議を開いたときは、その結果をすみやかに市長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和34年4月1日から適用する。

◇日向市国民健康保険基金条例

昭和39年 6 月30日 条例第23号

(設置)

第1条 国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、日向市国民健康保険基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、毎年度当該年度の日向市国民健康保険事業特別会計(以下「特別会計」という。)の剰余金の2分の1に相当する額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上し、基金に編入する。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を特別会計の歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(1) 保健事業の費用に充てる場合

(2) 国民健康保険税の大幅な税率の引上げを緩和する等国民健康保険税の水準について適切な見直しを行う場合

(3) 国民健康保険税の賦課割合の平準化及び限度額引上げを実施する際の激変緩和を図る場合

(4) 特別会計において歳入不足が見込まれる場合

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前準備金に属していた現金、債権及び有価証券等については、この基金に属する基金とする。

3 日向市国民健康保険条例(昭和34年日向市条例第8号)の一部を次のように改正する。第14条から第17条までを次のように改める。

第14条から第17条まで 削除

附 則(平成2年6月25日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年6月19日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(日向市健康づくり振興基金条例の廃止)

2 日向市健康づくり振興基金条例(平成5年日向市条例第2号)は、廃止する。

附 則(平成20年2月28日条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月24日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年2月27日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

日向市国民健康保険運営協議会委員名簿

(任期：令和4年9月1日～令和7年8月31日)

区 分	氏 名	
被保険者 代表	梅 野 美和子	
	高 橋 亜紀子	
	稲 田 利 文	
	橋 口 昭太郎	
保険医 代表	稲 原 芳 生	市郡医師会 理事
	新 名 克 彦	市郡医師会 会員
	大 川 浩 史	市・郡歯科医師会 専務理事
	石 崎 美代子	市・郡薬剤師会 理事
公益代表	黒 木 雅 由	市議会 総務政策環境常任委員会 委員長
	友 石 司	市議会 総務政策環境常任委員会 副委員長
	鈴 木 道 雄	学識経験者
	治 田 里 美	社会福祉協議会

(敬称略)

なお、新名克彦氏、黒木雅由氏、友石司氏、鈴木道雄氏は、前任者の残任期間となります。

日向市国民健康保険関係職員名簿

(令和6年4月1日現在)

部・課名等	役 職 名	氏 名
市民環境部	部 長	歌 津 京 子
国民健康保険課	課 長	川 越 康 幸
	課長補佐兼 国民健康保険係長	松 下 恵 子
	保険税係長	黒 木 綾 子
	国民健康保険係主事	小 西 裕 仁
	保険税係主事	壹 岐 隼 平
(健康長寿部) 健康増進課	課 長	治 田 健 吾
	課長補佐兼 健康づくり係長	黒 木 照 代
	健康づくり係主査	齊 藤 愛

※国保運営協議会に出席する職員のみ掲載。

◇市町村国保広報共同事業「オレンジタイム」◇

「オレンジタイム」は、国保に関する様々な情報をお届けしている番組です。県と市町村で共同制作し、テレビ、ラジオ、コマーシャル等で広報を行っています。

2月は健康づくりに関する啓発（特定健診、食事に関すること、適正服薬）について、下記の広報事業に取り組んでいます。

①テレビ番組

「おしえて！みやざき」、「みやざきゲンキ TV」お知らせコーナー

②ラジオ番組「おはよう県庁です」、「Today みやざき」

③新聞主要6紙における「県政けいじばん」内での掲載

④テレビコマーシャル、Tver の活用

⑤SNS（国保連合会のYouTubeチャンネル、LINE、Instagram、Facebook）

における広告の展開

